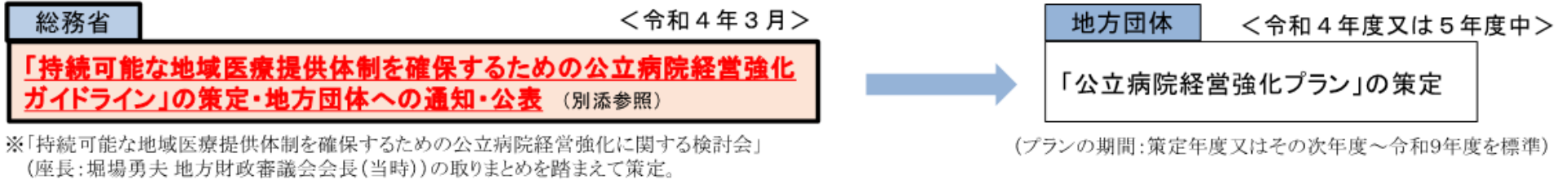


現経営計画の 公立病院経営強化ガイドラインへの 対応について

岩手県医療局

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進。

1. 公立病院経営強化ガイドラインについて



2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置における対応

地方団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

(1) 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長

- ① 病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し
 複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

② システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加

(2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・ 看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
- ・ 派遣元病院に対する措置を拡充（繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8）



(参考) 公立病院改革の経緯

岩手県医療局では、経営計画を旧ガイドライン上の「プラン」として位置づけており、新ガイドラインへの対応についても、経営計画をプランとして位置付ける。

| H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | | |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|--|--|
| 旧公立病院改革ガイドライン(H19年12月) | | | | | | | 新公立病院改革ガイドライン(H27年3月) | | | | | | | | | | |
| プラン策定 | | | | | | | プラン策定 | | | | | | | | | | |
| プラン対象期間 | | | | | | | プラン対象期間 | | | | | | | | | | |
| 地方財政措置 | | | | | | | 地方財政措置 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 延長 | | 暫定延長 | | | | | | | | |

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期期 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

今後のスケジュールについて

- 現経営計画は、第7次医療計画（現岩手県保健医療計画）の内容を踏まえるため、医療計画から1年遅れの令和元年度から令和6年度までを計画期間とし策定している。（令和3年度に中間見直しを実施）
- 次期経営計画も、第8次医療計画（次期岩手県保健医療計画）や、公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえ、令和7年度から6か年を計画期間とし、令和6年度に策定する。
- なお、ガイドラインを踏まえ、令和5年度中に対応が必要と考えられるもの（医師の働き方改革、新興感染症、デジタル化への対応等）については、先行して今年度中に現経営計画を改定して対応する。

| 時期 (予定) | 地域医療構 想調整会議 | 現経営計画の改定 | 次期経営計画の策定 |
|------------|----------------|---|--|
| R5.8月頃 | R5年度 (1回目) | <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインへの対応方針の提示 ・今後のスケジュールの提示 | |
| R5.11月頃 | R5年度 (2回目) | <ul style="list-style-type: none"> ・素案の提示及び意見交換 | |
| R6.2月頃 | R5年度 (3回目) | <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の提示 | <ul style="list-style-type: none"> ・方向性の提示 |
| R6.8月頃 | R6年度 (1回目) | | <ul style="list-style-type: none"> ・素案の提示及び意見交換 |
| R6.11月頃 | R6年度 (2回目) | | <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の提示 |

新興感染症（R6～）、医師の働き方改革
対応（R6～）、デジタル化への対応

パブリックコメント実施

現経営計画改定（R6.3）

パブリックコメント実施

次期経営計画改定

※作業の進捗状況により前後する場合があります。